

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回美幌町空家等対策協議会
開 催 日 時	平成30年8月27日(月) 16時00分 開会 17時30分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室2
出 席 者 氏 名	土谷町長、平田委員、森委員、佐々木委員、加藤委員、藤田委員、太田委員、横山委員、井上委員、中村委員、時田アドバイザー、若松技師
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	広島総務部長、小室政策主幹、伊藤政策担当主査、長尾政策担当
議 題	1 空家等対策の推進に関する特別措置法 2 美幌町空家等対策協議会について 3 今後の進め方(案) 4 美幌町空家等対策計画(骨子案) 5 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	3人
会 議 資 料 の 名 称	・【資料1】美幌町空家等対策協議会について ・【資料2】今後の進め方(案) ・【資料3】美幌町空家等対策計画(骨子案)
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	本日、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。 時間になりましたので、これより第1回美幌町空家等対策協議会を開催いたします。 この協議会の事務局を担当しております総務部長の広島でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 この度は、美幌町の空き対策計画の作成及びその計画の実施に関する協議の場となります、「美幌町空家等対策協議会」委員をお引き受けくださり誠にありがとうございます。 この協議会は、「美幌町附属機関に関する条例」に基づき、定数10名以内で地域住民、学識経験者、その他町長が必要と認める者で構成することとされています。 この協議会の役割や空家等対策計画の策定につきましては、後ほど詳細についてご説明させていただきます。 今後ともよろしくお願い申し上げます。 それでは、配付してございますレジュメの次第に沿って進めさせていただきます。 委員の委嘱 始めに委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。 （土谷町長から委嘱状の交付） 続きまして、美幌町長土谷耕治よりご挨拶を申し上げます。
土谷町長	本日は、大変お忙しい中、第1回美幌町空家等対策協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また日頃より、行政運営に対しましてご協力またご理解をいただいておりますことを、重ねて感謝申し上げます。 この度は、本協議会の設置に当たり、各委員におかれましては、大変お忙しいところ委員をお引き受けいただきましたこと、また、北海道オホーツク総合振興局建築指導課様には、アドバイザーとしてご協力いただきますことを心から感謝申し上げますと思っているところでございます。 さて、平成27年5月26日に、国は空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行し、市町村は、適正な管理がされていない空家への代執行を含めた適正管理の推進と、利活用可能な空家の活用推進に向けた対策を講じることとされております。 本町におきましては、昨年、都市計画用途区域内を対象として空家実態調査を行い、空き家と思われる建物が442棟存在することが確認されました。 このようなことから、今後、本町における空家対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美幌町空家等対策計画」を策定したいと考えております。 この計画は、「空家の発生抑制」、「空家の利活用方法」、「管理不全な空家への対応」を主な柱と位置付け、皆さまからは、この計画に規定する基本方針、対策の実施等に関し、それぞれのお立場から貴重なご意見、ご提言をいただきたいと思っているところでございます。 本日は、第1回の協議会開催となりますので、本町の空家の現状や、対策計画に関する事項について事務局から説明を申し上げますので、よろし

広島総務部長（司会）	くお願いします。 なお、「美幌町空家等対策計画」は今年度中の完成を目標と考えておりますので、今日を含めて6、7回の開催となりますので、お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、私からの冒頭のあいさつに代えたいと思います。誠にありがとうございました。 ここで事務局の紹介をしたいと思います。 （事務局紹介） 次に、委員の皆様初めて顔を合わせる方もいらっしゃることから一言ずつご自己紹介をお願いいたします、 （各委員自己紹介） 続きまして、この協議会にアドバイザーとして北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課より、時田建設指導課長様が、参画していただくことになりました。 また、本日は同じく建設指導課より、建築住宅係若松技師も出席していただいております。 なお、若松技師におかれましては、後ほど「議題5（1）空家等の対策の推進に関する特別措置法について」ご説明をいただくことになっております。 副会長の指名 それでは、4番目の副会長の指名については、会長、副会長につきましては、「美幌町附属機関に関する条例」に基づいて、会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名することとなっていますので、当協議会の会長は土谷町長とさせていただきます。また、副会長については会長から指名していただきます。 （平田委員を指名） 了承 それでは平田委員にお願いしたいと思います。副会長から一言ごあいさついただきたいと思います。 平田副会長 指名をいただきました。よろしくお願いします。 広島総務部長（司会） 以後の議事進行は、土谷会長に議事を移行します。 土谷会長 続きまして、次第の5番「議題」に進みたいと思います。 はじめに、（1）「空家等対策の推進に関する特別措置法について」北海道オホーツク総合振興局建設指導課建築住宅係若松技師から、ご説明をいただきたいと思います。 よろしくお願いします。
-------------------	--

若松技師	議題（１） 空家等対策の推進に関する特別措置法について 私の方からは、特措法の概要と、国で設けている活用除却の補助について簡単に説明させていただきます。 最初に、空家等対策の推進に関する特別措置法の背景としては、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用の対応が必要であると定めており、現在空家は全国 820 万戸存在しており、賃貸や売却ルート及び二次的住宅を除いた空家は、318 万戸となっており、総住宅 6,063 万戸の 5.2%が空き家に該当します。 また、空家は古い住宅が多いので、318 万戸のうち 220 万戸が木造住宅です。 次に、空家等の定義について、空家等とは建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地の木や土地に定着しているものを含みます。 また、国や、地方公共団体が持っている空家は、適切に管理しているのが常になるという観点から空家等から外れるため注意。 特定空家等は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家に整理されている。 そもそも空家の問題は、景観を損なうこともあるが、不審者の住み着きやいたずらによる放火という現状もあるため、地域住民の安全確保のためにも空家は存在しないのが望ましい。 施策の概要は、国による基本指針の作成、市町村による計画の作成等については、特措法第 5 条によって国の指針に即して空家等対策計画を作成して協議会を設置する。 空家特措法の基本的な指針基本的事項として、空家等の一元的な管理がなされていない。市町村の役割として空家等の体制整備や必要な措置、道の市町村の計画の作成実施に対するアドバイス、国の役割はガイドラインを作成しており、財政税制上の措置が該当する。 市町村としての関係部局の連携体制に基づき協議会を組織している。実態把握については、既にやっている。 空家等の跡地の促進については、情報の提供や施策の実施が該当してきます。 除却や修繕、木の伐採等に対する補助、指導命令勧告がある。最終手段として行政代執行。 税制上の措置は、今現在国では、空家の除却の補助。危険な部分のみで全体とはならないが、倒壊を防ぐため、利活用ということでは利益目的が強いと使えない。 美幌町で、木材を使った体験施設という形の民泊で地域活性化に役立つ位置付けであれば、補助を入れることが可能。 行政代執行というのは、最終手段であって、財産権があるためハードルが高い。持ち主への粘り強い説明や壊すのではなく資源の有効活用の方で考えていく。 最後に、ガイドラインについては、空家等に対する対応で、特定空家に対して出来る内容が書かれている。特定空家の判断について、最初にも 4 項目の話をしたが、4 項目それぞれにあった項目で調査して特定空家の認定をする。詳細については、今後随時質問等があれば次の会議に合わせて
------	---

土谷会長	資料は用意するので、中身の確認をしていただきたい。 ありがとうございました 何か、ご質問、ご意見がありましたら。 27 年に法律が施行されて管内の状況はどうなっているか分かりますか。
若松技師	管内で協議会、計画策定で今年度動いているのは、美幌町含めて 3 市町あり、今後開催したいというのは 2 町あります。3 市町が計画、協議会を設けている。 この中でも、補助の話になるが、今年度管内で手を挙げてる補助事業もある。来年度、2 市町が新たに補助事業の手を挙げている。
土谷会長	ほかになれば先に進めてよろしいでしょうか。 続きまして、次第の 5 の（２）「美幌町空家等対策協議会について」事務局から説明をお願いします。 <u>議題（２）</u> <u>美幌町空家等対策協議会について</u>
小室政策主幹	資料 1 をご覧ください。 協議会の設置根拠及び役割です。 本協議会の設置の根拠は「（１）設置根拠」のとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 7 条に基づく協議会であり、町の条例に規定した附属機関であります。 附属機関とは、町が政策を立案するときなどに、専門家や町民の方等の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすために、法律または条例に基づいて設置される機関であります。 次に「（２）役割」についてですが、本協議会の役割は、①法第 6 条第 1 項に規定する「空家等対策計画」の作成及び変更に関する協議と、②計画の実施に関する協議であります。本年度は、①の空家等対策計画の作成を主に皆さんにやっていただきたい。 具体的な協議内容は、このあとの「2 協議事項」でご説明したいと思います。 参考に、法律及び条例の規定内容は、資料中ほどの四角で囲っている「空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋」と「美幌町附属機関に関する条例抜粋」をご覧ください。 「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 7 条第 1 項には、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織できる。」と規定されており、第 2 項に構成員となる方々が規定されておりますことから、この規定に基づき各分野から皆様を委嘱させていただいております。 「美幌町附属機関に関する条例」には、附属機関の設置について規定しており、「役割」「人数」「構成」「任期」「組織及び選任方法」について規定されております。 これらの規定に基づき、本日皆様に委嘱させていただいた「美幌町空家等対策協議会」については、資料の裏面をご覧ください。当協議会の名簿になります。 協議会の構成は、空家特措法第 7 条第 2 項の規定に基づき、市町村長いわゆる美幌町長のほか、地域住民、学識経験者、その他町長が必要と認め

	る者での構成としております。 委員の皆さまにおかれましては、各分野のそれぞれの立場において、自由なご発言をいただきたいと思いますと考えています。 資料の表（おもて）に戻っていただいて「2 協議事項」についてご説明させていただきます。 2 協議事項 協議事項の一つ目は、（１）美幌町空家等対策計画の作成及び変更に関する協議となります。 今年度策定予定の「美幌町空家等対策計画」の作成に当たり、様々な視点から専門的及び客観的なご意見をいただきまして計画の作成を進めていきたいと考えています。 また、計画策定後において、状況の変化等で計画の見直しが必要となる場合についても、作成時と同様に本協議会で協議いただきたいと思いますと考えております。 協議事項の二つ目、（２）となりますが、対策計画が策定された以降、この計画に基づき町が取組む施策について、その取り組み状況に関することや、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす危険な空家への対応方法について、ご意見をいただきたいと思いますと考えています。 今年度は「美幌町空家等対策計画」の作成が中心となりますので、よろしくお願いいたします。 <u>議題（３）</u> <u>今後の進め方</u> 続きまして、「資料２ 今後の進め方(案)」になります。 資料２をご覧くださいと思います。 本日を含めた協議会の今後の進め方をまとめたものです。 今年度の協議会は、最大で７回の開催を考えておりますが、進行状況によって開催数は減る場合もありますのでご了承いただきたいと思います。 この説明の後に予定している議題「（４）美幌町空家等対策計画（骨子案）について」から、計画作成の協議に入っていくこととなりますが、今回は概要説明が中心となりますので、実質的な議論、意見をいただくのは、次回以降の会議でと考えてございます。 時間の都合もありますので、今回は、空家対策計画（骨子案）の「現状と課題」「対策について」の説明となります。 第２回目は、すでにお知らせしているとおり９月１４日（金）を予定しており、内容は今回の続きとなります。 今回の説明部分に対する意見交換と、空家対策計画（骨子案）の残りの部分、今日の残った部分の説明と意見交換を考えております。 第３回目以降につきましては、骨子案の取りまとめから素案の検討までを、６回目までの会議で素案の協議を済ませ、来年の２～３月にパブリックコメントを実施して、町民の方から対策計画（案）について意見をいただこうと考えております。 最終的には、３月中に対策計画を完成させて、来年４月から実施と考えています。 なお、７回目は、パブリックコメントの結果によって、皆様に協議をいただくような修正等が必要となった場合に限り、開催したいと考えておりますので、特に意見がなかった場合については、会議は開催せずに、書面での報告に代えさせていただきたいと考えております。 初めに申し上げたとおり、会議の進行状況によっては予定より早く協議
--	---

	が終了する場合がありますので、ご了承いただきたいと思います。 よろしくお願いします。
土谷会長	議題（２）（３）まで説明しました。 ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
小室政策主幹	第６回までで目途をつけるということでしょうか。 今年度中に完成を予定しています。 パブリックコメントを含めて今年度中にと考えています。
土谷会長	質問が無ければ次に進みたいと思います。
伊藤政策担当主査	<u>議題（４）</u> <u>美幌町空家等対策計画（骨子案）について</u> 資料３をご覧ください。 この美幌町空家等対策計画（骨子案）という表紙の冊子となります。 これは、美幌町空家等対策計画の（骨子案）についてですが、空家等対策計画とは、空家等対策計画の推進に関する特別措置法第６条第１項に定める、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画であります。 空家等対策計画の目次となっており、本計画で検討していただく項目の一覧となっています。 内容的には、同法第６条第２項に、本計画に基づく空家等対策計画を作成する上で必須となる９項目が定められており、①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類、基本的な方針、②計画期間、③調査に関する事項、④適切な管理の促進に関する事項、⑤除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置、その他対処、⑦相談への対応、⑧実施体制、⑨その他必要な事項を定めることとなっており、これらが計画を作成する上での必須項目となっています。 この項目に沿って骨子案の説明をさせていただきたいと思います。 ２ページをご覧ください。 計画策定の趣旨と基本的な方針が記載されております。 １計画の背景と目的では、計画を策定するに至った理由とその計画の目的となっています。 「２計画の位置付け」は、法第６条に規定されている計画であること、総合計画など、他の計画との整合を図るものとします。 「３計画期間」は、２０１９年度から２０２７年度までの９年間とします。これは、空家も含めた町の住宅施策に関する美幌町住生活基本計画の終期と合わせ、また町の最上位計画の第６期総合計画が終了し、次期総合計画を反映させることを考慮しました。なお、必要に応じて計画は見直すことは出来ることとします。 「４計画の対象」は、法に定める「空家等」とすることを記載したもので、建物及びこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）としています。また、空家の発生抑制という観点から、今後空家となる見込みのある住宅棟も対象とします。 対象とする地区は、町内全域とします。 ３ページの上段に、空家等対策の基本的な方針が記載されています。住民の安心・安全や利活用の促進、行政だけではなく様々な立場において連

	携を図りながら空家等対策を進めていこうという方針を記載しています。 次に、Ⅱ空家等の現状と課題からは、国勢調査などの人口・世帯数の推移などの統計データ等から分析される、美幌町の現状が記載されています。 図表1をご覧ください。人口世帯数ともに減少が進んでいますが、世帯数は人口よりも緩やかなものとなっています。世帯の小規模化が進んでいると事が分かります。 4ページをご覧ください。図表2から図表4まで人口世帯の推移を示すグラフになっております。 5ページは年齢の構造です。向かって右の6ページは、高齢者人口比率、高齢者のいる世帯比率の推移となっており、次の7ページにその推移がグラフで表されています。 これによって、高齢者世帯が増えている状況となっていることが分かります。 これまでは、美幌町の人口と世帯状況の現状でしたが、2空家等の現状が記載されています。 住宅・土地統計調査によるデータでは、ここ最近空家率が高くなってきていることが伺えます。 9ページからは、昨年行った空き家実態調査について記載されております。 実態調査の概要は、大きく分けて現地調査と意向調査の二つとなっています。 現地調査は都市計画の用地地域を対象とし、568件に対して現地で外観目視により確認した結果、442件が空き家と思われる建物と確認しました。 その442件に対してアンケート調査を行い、219件の回答をいただきました。 一番下の、図表12は現地確認して空き家と思われる442件の判定結果です。 10ページをご覧ください。 同じく442件の建物について、建築年数、用途、構造、次をめぐってください。 11ページには、延べ床面積、所有者の居住地別の人数を表にまとめたものです。 12ページからは、アンケートの結果を記載しております。 年齢、使用状況、一枚めぐってください。 13ページに、その使用していない状況や理由。14ページ、15ページまで、管理状況をまとめたものを記載しています。 15ページの下段からは、今後の活用方法、16ページにその調査結果、下段に建物について困っていること。 17ページには、空家の管理・活用等の要望について調査結果が記されております。 18ページをご覧ください。北海道空き家情報バンク制度について調査した結果です。 北海道空き家バンクとは、所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組みがで、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、北海道で「空き家情報バンク」を開設して行っているもので、市町村独自に開設しているところもあります。本町にはありませんが、この取り組みについて調査を行った結果です。 これらの、意向調査の結果から、空家等対策の課題と考えられる事項を3つ整理しました。 一つ目は、特に考えはない、何もしないという結果から、所有者等の認
--	---

土谷会長	識不足。 二つ目は、相談相手がいない、買い手がいない、費用が捻出できないなどによる、支援相談窓口等の不足。 三つ目は、一つ目の所有者の認識不足にもつながりますが、空家が放置され、将来的に危険空家となる前に、管理不全な空家等の解消。 以上が、課題となります。 これらに対する空家等の対策が、「3 空家等の対策」となります。 一つ目は、「1 空家等の発生抑制」は、適切な維持管理等の情報発信、相談体制の充実、住宅改修の促進が考えられます。 二つ目は、「2 空家等の利活用」で、空家等の流通、利活用の促進、空き家バンクの活用登録が考えられます。 三つ目は、管理不全な空家等の解消で、所有者等への注意喚起、庁内連携による対応、特定空家等の解消の促進が考えられます。 庁内連携については、現在庁内の関係部局の担当者による組織を設置し、この計画に関する協議も含めて進めているところでございます。 「4 具体的な施策」については、町が行う取り組みを分かりやすくまとめる予定です。 「5 特定空家等の対策」は、法に定める「特定空家等」に対するこれの認定及び措置に関して定めるものです。 「Ⅳ 空家等対策の実施体制」は、計画に基づく町が取組むことに対して計画に定めるものです。 「1 庁内の連携体制」は、各部署が連携して空家等対策に対応する体制の構築を考えています。「2 協議会の設置」は、本日委嘱させていただいた本協議会であります。 「3 相談体制」は、窓口の一元化、連携体制の構築、関係団体との連携の検討について考えたいと思います。 最後に、「5 達成目標」については、この計画で町が目標とすることをここに定めます。 今考えているのは、「空き家バンクへの登録件数」と「管理不全な空家等の解消実績数」の二つです。 以上、骨子案についての説明でしたが、こちらが基本的な方向性となりますので、お目通しいただき、お気づきの点やご意見などありましたら、いただきたいと思います。 こちらの骨子案18ページ「Ⅲ空家等の対策」以降の基本的な方向性について意見をいただきたいと思います。 次は9月14日に次回の会議を設定しておりますので、次回の会議までに見ていただいて、意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 空家等対策計画の策定に当たり今まで説明しましたとおり、空家等対策の基本的方針、空家等の現状と課題、対策の実施の柱となる事項の説明がありました。 これらは次回までに読んできていただいて、次回に質問を受けますので、次回が9月14日(金)16:00に、しゃきつとプラザで予定しておりますので、それまでに読んでいただいて、疑問点等を次回以降にお願いしたいと思います。 全般を通じてご質問やご意見等ありましたらお願いします。
-------------	---

横山委員	今回は9月ということなのですが、たまたまテレビで空家に侵入して生活していた実態をやっていた。 このデータというものは、警察や消防等にいってるのかいってないのか。警察、消防の巡回が必要となる部分とか。 現状では、この空家情報は行ってるのか。
広島総務部長	実態調査をして、空家だろうという確定をして、個人情報もあり行政の中にとどめて警察、消防には情報提供はしていない。 今後の協議の中で、空家対策としてこういうことも必要だと協議結果が整えば、対処していきたいと考えますが、どこまで情報を出せるのかという整理はしないといけないと思っております。
土谷会長	では、太田さんどうぞ。
太田委員	12ページの図表で、通年使用している42件19%とは、空家で通年使用しているとはどういうことか。
伊藤政策担当主査	特措法でいう空家として調査したが、所有者は物置などで使用しているということだと思われます。
小室政策主幹	住んではないが、そのままにして物置代わりに使っているという所有者の認識です。 こちらは、概ね1年間使われていないと判断したものを空家等としていますので、そこの違いだと思われます。 物を置いてそのまま物置代わりにしてるのは、所有者側にしたら使用しているという認識だと。
太田委員	この後の対策や目標数値をやる時点で、所有者とこの協議体と認識が違っていれば対策の仕方も変わってくるのかなと。概ね1年くらい使っていないから空家、本人は空家ではないとなれば、使ってるから空家じゃないとなると、自治会の方でも巡回だとか防災関係で回るときに、空家なんだけど人の出入りがあるぞとなると、巡回のポイントも変わってくる。 町として、防災、防犯ということからすると、どっちかに位置付けて目標設定するときは、この42件分も解消の対象とするのかという議論になる可能性もあるかなということです。
伊藤政策担当主査	この通年使用しているという中には、見た目で人の出入りがなく、ガスや電気も無いようなものでも実際は使っているというのも含まれていると思います。 アンケート調査を行ったときの回答でしかなく、具体的にどういう風に使っているかなどの追跡調査はしていませんので、色々なケースが含まれてると思います。
太田委員	実態調査の精度は、各自治会にお願いして空家の判定をして、それを対象にしてアンケート調査や実態調査をやったとか、でもそれは実は空家じゃないと判定するのかと。この協議会として空家なのか線引きしないと、本人が使用してると言えば空家でないとするかは今後の課題では。
小室政策主幹	他の市町村の事例はありますか。
若松技師	確認しないと明確な回答は出来ないが、いかに通年使用しているか使用

	していないもあるが、それが特定空家になるような危険なものであれば、空家としてでなくても建築基準法の観点から防災措置とかは指導できるので、色んな方法での対応も考えないとならないかと今の段階では思います。
土谷会長	その他ありませんか。
平田委員	個人情報があって開示できないこともあるということだが、特措法にはそういう認定をした場合には、個人情報保護より優先できるようなことは入っていないのですか。 あくまで所有者に承諾を得ないと市町村から警察や消防とかに報告できないのですか。
若松技師	特定空家に認定する理由は、行政代執行やるには必要となることや、固定資産税の税制特例を外せることが目的で、安全性をメインにしてるので直接情報提供というのと、特措法上の考えとしてのアクセスの仕方が違うので、どこまで他部局に情報提供できるのか確認したいと思います。
平田委員	土地の所有者が分からなかったり遠隔地であったり、承諾ももらえなかったり、いつまで安心安全な部分では、目の行き届かないところも出てくるのではないかな。
若松技師	市町村として固定資産税の観点から情報を集めることは出来ますが、公表については。
小室政策主幹	関係機関に対しては。公の。
太田委員	警察や消防だったらいいような。積極的に公開すべきと思うが。
土谷会長	具体的に見に行くことはあるのか。 特定空家に認定するときは。
広島総務部長	特定空家の認定基準があるので、それに基づいて認定するということになれば現地を見ないと分からない。 専門的な見地も入っているので、うちの建築技師が見に行くとか、最後の特定空家の認定は、現地の確認が必要となってその上での認定になると思うが。
若松技師	特措法上では、現地に入って確認もできるという位置づけになっている。
平田副会長	美幌も、喫緊の問題として通学路の中にもそういった建物が結構ある。 我々では持ち主も分からない。木が生い茂ってそこに子供が連れ込まれたり、美幌町以外でそういう事件や事故が起きていますけど、そういったことが起きたらどうするんだろうと。 そういうところの情報は警察とかに提供して警らしてもらおうとか、事故の起きる可能性は減ってくるのではないかと。
太田委員	空家は建物だけって感じなんですかね。これには、生えている木だとか、そういうのも危険に伴って除去ってありますよね。 うちの自治会にある。すぐ隣の人が裏の太木が風でいつ倒れてくるか危ない。何とかならないのかと。所有者が分かっているので、何らかの手を打つということも、この協議会の対象物件となるのか。

平田副会長	この法律が出来る前に、木が枯れて危なくなってきたから役場に相談して、役場から所有者に連絡を取って、所有者が10万円くらいかけて大木を切った。
小室政策主幹	そこは、建物の敷地内にある木ですか。
太田委員	建物があって敷地内に大きな木がある。
小室政策主幹	特措法の空家等の定義になるが、あくまで所有者に指導でいきなり切ることは出来ない。
平田副会長	ようは地主が何とかしないとどうにもならない。
広島総務部長	特定空家に認定するのも相当危険度が高いものでないと難しい。財産権があるので。 行政代執行できるものに認定するということには慎重にやらなければならないと思いますが、この空家の対策計画ができれば何でもできるというものではないのですが、ただ計画に基づいて指導なりを強化しなければならない。役場の中の組織も構成して役割を決めながら空家の対策に当たっていくということも計画の中にうたわれると思います。
太田委員	今の事例で言うと、居住している人の家に木が倒れて被害を被った場合は当事者間でやると。
広島総務部長	民事上の話になるかと。
太田委員	見るからに危ないとなれば、もっとスピーディに所有者とコンタクトを取ってやってもらう形になるかと思う。
若松技師	先ほどの住宅を物置や倉庫で使っているものに対してなんですが、国から出している特措法の解説では、その中の事例で物置、倉庫に使用しているため、居住その他の「その他」の使用に供しているため空家には該当しないとなります。 ゴミ屋敷のようなものでも実際に居住している使用しているとなると空家には該当しないとなります。 建築基準法の関係が出てくればそちらの方でとか、産廃の方で疑いがあるならそちらの方とか、関係条例、法律の方から、あとは市町村等で別途条例を定めてやっていくことが必要との回答が出されています。
土谷会長	あと、その他ございませんでしょうか。
伊藤政策担当主査	先ほどの確認ですが、骨子案の18ページには、対策について事務局案が記載されています。 この大まかなものに、肉付けしていった素案になります。この見出しの中に入っているもの以外に何か盛り込むものがあればお願いします。
加藤委員	空き家バンクは、美幌町ではやっていないということですけど美幌町民でも登録はできますか。
小室政策主幹	北海道空き家情報バンクに登録してもらいます。

	美幌町には不動産会社さんがあるので、そこではない公の所がいいとなれば北海道空き家情報バンクの方へ登録を促すということになる形で考えています。 <u>議題（５）</u> <u>その他</u> 土谷会長 その他、事務局より何かありますか。 小室政策主幹 今後の進め方を説明しましたが、骨子案まで説明が終わりましたので、次回、今想定される素案の提示もしたいと思いますので、先に進んでいることの報告をしたいと思います。 土谷会長 今日初めてだから皆さん持ち帰って見てもらって、次回疑問点に答えられるような対応を取っていただくということによろしいでしょうか。 本日はありがとうございました。 また、９月１４日に会議が設定されているので、色んな意見をいただきたいと思っております。 今後ともよろしくお願いします。 了
--	---